

## 診療所等物価上昇対応支援金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局に対して診療所等物価上昇対応支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 支給対象者は、長野県内に所在する別表1に定める施設・事業所の設置者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないとする者

### (支給金額)

第3条 支給金額は、別表2に定めるとおりとする。

### (支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、診療所等物価上昇対応支援金申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 社会福祉施設等価格高騰対策支援金（令和4年11月14日4健福政第205号）の支給対象者は、【社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書兼診療所等物価上昇対応支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、】本支援金と一括して申請できるものとする。

### (支援金の支給)

第5条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、診療所等物価上昇対応支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは、診療所等物価上昇対応支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 知事は、前条第2項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、社会福祉施設等価格高騰対策支援金兼診療所等物価上昇対応支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは、社会福祉施設等価格高騰対策支援金兼診療所等物価上昇対応支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

### (支給決定の取消し)

第6条 知事は、支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (支援金の返還)

第7条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給しているときは、返還を命ずるものとする。

(検査及び報告等)

第8条 知事は、支援金の適切な支出のため、必要に応じて申請者又は支援金の支給を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(関係書類の保管)

第9条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の規定にない事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和8年3月16日7医第572号)

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 対象施設 <sup>(※1)</sup>	2 対象要件
有床診療所（医科・歯科 <sup>(※2)</sup> ）	健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績があること。
無床診療所（医科・歯科 <sup>(※2)</sup> ）	
保険薬局	

※1 申請日時点で休止中でないこと。

※2 給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

別表2（第3条関係）

施設		支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数 <sup>(※1)</sup> が13床以下	1施設 × 170千円
	許可病床数 <sup>(※1)</sup> が14床以上	病床数 × 13千円
無床診療所（医科・歯科）	—	1施設 × 170千円
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数として1店舗以上5店舗以下 <sup>(※2)</sup>	1施設 × 85千円
	6店舗以上19店舗以下 <sup>(※2)</sup>	1施設 × 75千円
	20店舗以上 <sup>(※2)</sup>	1施設 × 50千円

※1 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって、令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、「病床数適正化支援事業（令和7年6月19日7医第114号）」により同年8月2日以降に削減した病床数を除く。

※2 当該保険薬局を含む。